

インフルエンザ出席停止期間早見表

※発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経たら出席可能です。つまり、発症後最低5日を経過するまで出席停止となります。
 それに加えて、解熱した日によって、出席停止期間は延長することがあります。

(発症後4日目以降に解熱した場合【例2】は、出席停止までの期間が延期されています。)

発症日(発症当日0日目)は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ様の症状(38度程度の発熱等)が始まった日です。
 そのため、病院受診時に、医師に発症日を確認することが必要になります。

()さんの場合	発症日	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目
	/	/	/	/	/	/	/	/

※発症日を解熱日を記入し、「発症後5日」かつ「解熱後2日」をご確認下さい。

最低条件	発症後5日経過	発症日	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症後5日目を経過した後	
								発症6日目	発症7日目
例1	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能	/
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例2	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	

※その後は、解熱した日によって、出席停止日が順次延期されていきます。